

## 平成 30 年度土木関係設計単価改定（平成 31 年 3 月 1 日適用）に伴う 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（概要）

### 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第 2 項に定める工事の受注者は、「建設工事請負契約約款」（昭和 39 年 8 月 7 日山形県告示第 707 号）第 57 条の規定に基づき請負代金額の変更協議を請求できる。

### 2 具体的な取扱い

(1) 平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更を行う。

※ 変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

(2) 平成 31 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事の内、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約約款第 26 条 6 項の規定を準用した変更を行う。

## 平成 30 年度土木関係設計単価改定（平成 31 年 3 月 1 日適用）に伴う 設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置について（概要）

### 1 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第 2 項に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、下記契約書の規定に基づき業務委託料の変更協議を請求できる。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 土木設計業務等委託契約書  | 第 47 条 |
| (2) 測量調査等委託契約書    | 第 46 条 |
| (3) 業務委託契約書       | 第 15 条 |
| (4) 建築設計業務委託契約書   | 第 47 条 |
| (5) 建築工事監理業務委託契約書 | 第 40 条 |
| (6) 用地調査等委託契約書    | 第 46 条 |
| (7) 登記事務委託契約書     | 第 46 条 |

### 2 具体的な取扱い

平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、改定前の技術者単価と労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に変更を行う。

※ 変更後の業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$  : 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率